

議第55号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例（平成12年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第6の3（第2条関係） 建築物省エネ法関係				別表第6の3（第2条関係） 建築物省エネ法関係			
手数料を徴収する事務	手数料の額			手数料を徴収する事務	手数料の額		
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。）第12条	特定建築行為（法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。以下この表において同じ。）をしようとする建築物の工場，危険物の貯蔵又は処理に供するもの，水産の増殖場若しくは養殖場，倉庫，卸売市場，火葬場又はと畜場，汚物処理場，ごみ焼却場その他の処理施設，冷蔵冷凍倉庫，定温倉庫，データセンターの用途に供	ア 略		1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。）第12条	特定建築行為（法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。以下この表において同じ。）をしようとする建築物の工場，危険物の貯蔵又は処理に供するもの，水産の増殖場若しくは養殖場，倉庫，卸売市場，火葬場又はと畜場，汚物処理場，ごみ焼却場その他の処理施設，冷蔵冷凍倉庫，定温倉庫，データセンターの用途に供	ア 略	
		イ 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	50,000円（モデル建築物消費性能基準に適合している場合には4,000円）			イ 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	36,000円（モデル建築物消費性能基準に適合している場合には31,000円）
						ウ 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	50,000円（モデル建築物消費性能基準に適合している場合には4,000円）

第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	する部分（以下この表において「工場等部分」という。）の床面積の合計の <u>カ</u> までの建築物に掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、当該建築物の工場等部分以外の部分（非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）に限る。以下この表において「工場等以外の部分」という。）の床面積の合計の <u>キ</u> から <u>シ</u> までの掲げる区分に応じ当該区分に定める額をそれぞれ合算した額			第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	する部分（以下この表において「工場等部分」という。）の床面積の合計の <u>キ</u> までの建築物に掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、当該建築物の工場等部分以外の部分（非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）に限る。以下この表において「工場等以外の部分」という。）の床面積の合計の <u>ク</u> から <u>セ</u> までの掲げる区分に応じ当該区分に定める額をそれぞれ合算した額	計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	適合している場合にあつては44,000円)
		ウ～キ 略				エ～ク 略	
		ク 工場等以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	433,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては172,000円)			ケ 工場等以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	336,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては130,000円)

						メートル以上2,000平方メートル未満のもの	72,000円)		
		ケ～シ 略				サ～セ 略			
2 法第1条第2項又は第13条第3項の規定による変更した建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画を変更して特定建築行為をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計のアからカまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額	ア 略	イ 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,000円(モデル建築物消費性能基準に適合している場合)にあっては22,000円)	2 法第1条第2項又は第13条第3項の規定による変更した建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画を変更して特定建築行為をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計のアからキまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額	ア 略	イ 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	18,000円(モデル建築物消費性能基準に適合している場合)にあっては16,000円)
						ウ 工場等部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上	25,000円(モデル建築物消費性能基準に適合している場合)にあっては22,000円)		

2,000平方メートル未満のもの

エ～ク 略

ケ 工場等 168,000円
以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては65,000円)

コ 工場等 217,000円
以外の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては86,000円)

ウ～キ 略

ク 工場等 217,000円
以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
(モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては86,000円)

				ケ～シ 略
3 法第2	(1)・(2) 略			
9条第1	(3) 建築物エネルギー	ア 略		
項の規定	消費性能向上計画に	イ 非住宅	437,000	
による建	より新築等をしよう	部分の床	円	
築物エネ	とする建築物が第1	面積の合	(誘導基準適合	
ルギー消	号に掲げる建築物以	計が30	図書 ^イ の提出があ	
費性能向	外の場合にあって	0平方メ	る場合は31,	
上計画の	は,当該建築物に係	ートル以	000円,非住	
認定の申	る認定を受けようと	上2,0	宅建築物のモデ	
請に對す	する非住宅部分の床	00平方	ル建築物誘導基	
る審査	面積の合計のアから	メートル	準に適合してい	
	カまでに掲げる区分	未満のも	る場合にあって	
	に応じ当該区分に定	の	は173,00	
	める額。ただし,次		0円)	
	号に掲げる建築物に			
	関する認定を併せて			
	受けようとする場合			
	は,手数料を免除す			
	る。			

					ル未満の
					もの
					サ～セ 略
3 法第2	(1)・(2) 略				
9条第1	(3) 建築物エネルギー	ア 略			
項の規定	消費性能向上計画に	イ 非住宅	339,000		
による建	より新築等をしよう	部分の床	円		
築物エネ	とする建築物が第1	面積の合	(誘導基準適合		
ルギー消	号に掲げる建築物以	計が30	図書 ^イ の提出があ		
費性能向	外の場合にあって	0平方メ	る場合は19,		
上計画の	は,当該建築物に係	ートル以	000円,非住		
認定の申	る認定を受けようと	上1,0	宅建築物のモデ		
請に對す	する非住宅部分の床	00平方	ル建築物誘導基		
る審査	面積の合計のアから	メートル	準に適合してい		
	キまでに掲げる区分	未満のも	る場合にあって		
	に応じ当該区分に定	の	は131,00		
	める額。ただし,次		0円)		
	号に掲げる建築物に	ウ 非住宅	437,000		
	関する認定を併せて	部分の床	円		
	受けようとする場合	面積の合	(誘導基準適合		
	は,手数料を免除す	計が1,	図書 ^イ の提出があ		
	る。	000平	る場合は31,		
		方メート	000円,非住		
		ル以上	宅建築物のモデ		
		2,00	ル建築物誘導基		
		0平方メ	準に適合してい		

	ウ～カ 略	
(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築等を行うとする建築物が第1号に掲げる建築物以外の場合にあっては、当該建築物の住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の床面積（基準省令第4条第3項第2号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分のみの床面積。以下この号において同じ。）の合計のアからエまでに掲げる区分に応じ、	ア～オ 略	
	カ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	437,000円 （誘導基準適合図書が提出がある場合は31,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては173,000円）

		一トル未満のもの	る場合にあっては173,000円)
	エ～キ 略		
(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築等を行うとする建築物が第1号に掲げる建築物以外の場合にあっては、当該建築物の住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の床面積（基準省令第4条第3項第2号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分のみの床面積。以下この号において同じ。）の合計のアからエまでに掲げる区分に応じ、	ア～オ 略		
	カ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	339,000円 （誘導基準適合図書が提出がある場合は19,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては131,000円）	
	キ 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	437,000円 （誘導基準適合図書が提出がある場合は31,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては173,000円）	

	当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計のオから <u>コ</u> までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額		
	(5) 略		
4 法第3	(1)・(2) 略		
1条第1	(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更しようとする建築物が前号に掲げる建築物以外の場合にあっては、当該建築物に係る変更の認定を受けようとする非住宅部分の床面積の合計の <u>ア</u> から <u>カ</u> までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、次号に掲げる建築物に関する認定を併せて受けようとする場合は、	ア 略	
項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	イ 非住宅部分の床面積の合計が30平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	219,000円 (誘導基準適合図書の場合には16,000円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては87,000円)	

	当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計のオから <u>サ</u> までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額	満のもの	0円)
	(5) 略		
4 法第3	(1)・(2) 略		
1条第1	(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更しようとする建築物が前号に掲げる建築物以外の場合にあっては、当該建築物に係る変更の認定を受けようとする非住宅部分の床面積の合計の <u>ア</u> から <u>キ</u> までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、次号に掲げる建築物に関する認定を併せて受けようとする場合は、	ア 略	
項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	イ 非住宅部分の床面積の合計が30平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	170,000円 (誘導基準適合図書の場合には10,000円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては66,000円)	
	ウ 非住宅部分の床面積の合計が30平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	219,000円 (誘導基準適合図書の場合には16,000円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては87,000円)	

手数料を免除する。		
	ウ～カ 略	
(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が第1号に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物の住宅部分の床面積（基準省令第4条第3項第2号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合にあつては、住戸の部分のみの床面積。以下この号において同じ。）の合計（既に	ア～オ 略	
	カ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	219,000円 (誘導基準適合図書の場合は16,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては87,000円)

手数料を免除する。	計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	図書の提出がある場合は16,000円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては87,000円)
	エ～キ 略	
(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が第1号に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物の住宅部分の床面積（基準省令第4条第3項第2号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合にあつては、住戸の部分のみの床面積。以下この号において同じ。）の合計（既に	ア～オ 略	
	カ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	170,000円 (誘導基準適合図書の場合は10,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては66,000円)
	キ 非住宅部分の床面積の合計が1,	219,000円 (誘導基準適合図書の場合は16,000円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては87,000円)

	当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計(既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)のオからコまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額		
		キ～コ 略	
(5) 略			

5・6 略

7 法第3 6条第1 項の規定 による建 築物エネ ルギー消 費性能に	(1) 略		
	(2) 申請に係る建築物が前号に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物の住宅部分の床面積(基準省令第4条第	ア～オ 略 カ 非住宅部分の床面積の合計が30平方メ	437,000円 (消費性能基準適合図書 の提出 がある場合は3

	当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計(既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)のオからサまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額	000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	る場合は16,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては87,000円)
		ク～サ 略	
(5) 略			

5・6 略

7 法第3 6条第1 項の規定 による建 築物エネ ルギー消 費性能に	(1) 略		
	(2) 申請に係る建築物が前号に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物の住宅部分の床面積(基準省令第4条第	ア～オ 略 カ 非住宅部分の床面積の合計が30平方メ	339,000円 (消費性能基準適合図書 の提出 がある場合は1

係る認定の申請に対する審査	3項第2号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分のみの床面積。以下この号において同じ。)の合計のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計のオからコまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額	メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1,000円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては173,000円)	係る認定の申請に対する審査	3項第2号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分のみの床面積。以下この号において同じ。)の合計のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計のオからサまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額	メートル以上1,000平方メートル未満のもの	9,000円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては131,000円)
		キ～コ 略				キ 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成2	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計のアからカまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、当該建築物の工場	ア 略		8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成2	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更をしようとする建築物の工場等部分の床面積の合計のアからキまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、当該建築物の工場	ア 略	
		イ 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,0	25,000円(モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては2,000円)			イ 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,0	18,000円(モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては16,000円)

8年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。) 第11条の規定による第3条(第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更(以下この項において「軽微な変更」という。)に該当していることを証す

等以外の部分の床面積の合計のキからシまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額

00平方メートル未満のもの

ウ～キ 略

ク 工場等以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未	217,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては86,000円)
---	---

8年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。) 第11条の規定による第3条(第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更(以下この項において「軽微な変更」という。)に該当していることを証す

等以外の部分の床面積の合計のクからセまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額

00平方メートル未満のもの

エ～ク 略

ケ 工場等以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未	168,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては65,000円)
---	---

ウ 工場等部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては22,000円)
--	--

る書面の 交付	満のもの	る書面の 交付	満のもの
			コ 工場等 217,000 以外の部 円 分の床面 (モデル建築物 積の合計 消費性能基準に が1,0 適合している場 00平方 合にあっては8 メートル 6,000円) 以上2, 000平 方メー ル未満 の もの
備考 略	ケ～シ 略	備考 略	サ～セ 略

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正を踏まえ、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。